

富田林市指定管理者選定委員会審査結果報告書

平成30年10月26日

富田林市指定管理者選定委員会

はじめに

富田林市指定管理者選定委員会において、以下の施設における指定管理者候補の選定並びに富田林市立じないまち交流館の指定期間の延長にかかる委員会評価を実施しましたので、その結果を報告いたします。

所管課におかれては、施設の設置目的の達成に向け、指定管理者との目指すべき方向性の共有をはじめとする、日頃からの密な調整により、公の施設の管理運営が効果的に行われるよう願います。

1. 審査日程

日時・場所	内容
平成30年5月29日(火) 13時30分から16時00分 庁議室	1. 委員会の公開・非公開について 2. 選定施設の指定管理者候補の募集について ・選定方法及び指定期間について 3. 選定施設の指定期間の延長について 4. 選定施設の要求事項について
平成30年8月27日(月) 15時00分から17時00分 庁議室	1. 指定管理者候補の審査 ・富田林市農業公園(非公募) 2. 指定期間の延長にかかる指定管理業務評価 ・富田林市立じないまち交流館(非公募)
平成30年10月2日(火) 13時00分から16時30分 庁議室	1. 指定管理者候補の審査 ・富田林市立総合体育館他21施設および富田林市立総合スポーツ公園(公募) ・すばるホール(公募) ・富田林市市民会館(公募)
平成30年10月4日(木) 13時00分から16時00分 庁議室	1. 指定管理者候補の審査 ・富田林市立コミュニティセンター(公募) ・富田林市立総合福祉会館(公募) ・富田林市ケアセンター(公募)

※審議会等の会議は公開を原則としていますが、本審議内容については富田林市情報公開条例第6条第1項第2号に規定される情報を取り扱うことともに、委員の忌憚のない意見交換等をしていただくため会議は非公開、議事概要は公開とすることを、委員会において決定しました。

2. 審査委員

区分	氏名	所属等	備考
外部委員	久 隆浩 委員	学識経験者（大学教授）	委員長
	置田 勝二 委員	学識経験者（農業関係団体役員）	職務代理
	西川 道夫 委員	学識経験者（弁護士）	
	山本 修一 委員	学識経験者（会社経営者）	
	正木 隆行 委員	学識経験者（税理士）	
	野村 恭子 委員	学識経験者（民生委員・主任児童委員）	
内部委員	谷口 勝彦 委員	副市長	
	松田 貴仁 委員	副市長	
	芝本 哲也 委員	教育長	
	谷口 勝久 委員	市長公室長	
	渡部 るり 委員	総務部長	
	嘉田 裕治 委員	市民人権部長	

3. 指定管理者候補の審査(公募)

(1)対象施設、指定期間及び申請団体

施設名	指定期間	申請団体
富田林市立総合体育館他21施設 および富田林市立総合スポーツ公園	平成31年4月1日から 平成36年3月31日	ミズノグループ 美津濃(株) ミズノスポーツサービス(株)
		(株)オーエンス
すばるホール	平成31年4月1日から 平成36年3月31日	(公財)富田林市文化振興事業団
富田林市市民会館	平成31年4月1日から 平成36年3月31日	アクティオ(株)
富田林市立コミュニティセンター	平成31年4月1日から 平成36年3月31日	(株)ビケンテクノ
		(社福)富田林市社会福祉協議会

富田林市立総合福祉会館	平成31年4月1日から 平成36年3月31日	(社福)富田林市社会福祉協議会
富田林市ケアセンター	平成31年4月1日から 平成36年3月31日	ケアセンター管理運営共同事業体 〔(一財)富田林市福祉公社 ミズノスポーツサービス(株)〕

(2) 審査方法

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項」に規定された基準に基づき、施設毎に定めた審査基準表に従い、申請団体から提出された事業計画書による審査、並びにプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ、採点を行いました。その上で、最高得点者を指定管理者候補として選定するか否かの採決、並びに、申請団体が1団体にとどまった施設については、審査結果を基に指定管理者候補として選定するか否かの採決を行いました。

(3) 審査基準

指定管理者候補の選定における基準点 60点

(4) 審査結果

採決の結果、いずれの施設も指定管理者候補として選定しました。

配点 100点

(※得点は出席委員の総得点を出席委員数で除したものであり、小数点第3位以下を四捨五入)

●富田林市立総合体育館他21施設および富田林市立総合スポーツ公園

申請者名	ミズノグループ	(株)オーエンス
得点	72.08	70.88
順位	1	2

(※出席委員12名)

●すばるホール

申請者名	(公財)富田林市文化振興事業団
得点	66.21

(※出席委員12名)

●富田林市市民会館

申請者名	アクティオ(株)
得点	65.58

(※出席委員12名)

●富田林市立コミュニティセンター

申請者名	(社福)富田林市社会福祉協議会	(株)ビケンテクノ
得点	69.55	66.82
順位	1	2

(※出席委員11名)

●富田林市立総合福祉会館

申請者名	(社福)富田林市社会福祉協議会
得点	64.45

(※出席委員11名)

●富田林市ケアセンター

申請者名	ケアセンター管理運営共同事業体
得点	67.20

(※出席委員10名)

4. 指定管理者候補の審査(非公募)

(1)対象施設、指定期間及び申請団体

施設名	指定期間	申請団体
富田林市農業公園	平成31年4月1日から 平成36年3月31日	農事組合法人 富田林市南地区 協同組合

(2)審査方法

第1回選定委員会において、「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条(公募の例外)」の該当要件を確認しました。その上で、同条例第4条第1項に規定された基準に基づき定めた審査基準表に従い、提出された事業計画

書による審査、並びにプレゼンテーション及び質疑応答の結果も踏まえ、採点を行った上で、審査結果を基に指定管理者候補として選定するか否かの採決を行いました。

(3) 審査基準

指定管理者候補の選定における基準点 60点

(4) 審査結果

採決の結果、農事組合法人 富田林市南地区協同組合を富田林市農業公園の指定管理者候補として選定しました。

配点 100点

(※得点は出席委員の総得点を出席委員数で除したものであり、小数点第3位以下を四捨五入)

●富田林市農業公園

申請者名	農事組合法人 富田林市南地区 協同組合
得点	67.91

(※出席委員11名)

5. 指定期間の延長にかかる指定管理業務評価

(1) 対象施設、指定期間及び指定管理者

施設名	指定期間	指定管理者
富田林市立じないまち交流館	平成31年4月1日から 平成32年3月31日※	富田林寺内町をまもり・そだてる会

※現行の指定期間(平成26年4月1日から平成31年3月31日)の1年延長

(2) 審査方法

第1回選定委員会において、現行の指定期間の1年延長に関して、平成29年度事業について、例外的に委員会評価による採点を行い、平成31年度の事業計画を確認した上で、承認するか否かの採決を行うことを決定しました。

選定委員会での評価実施にあたっては、自己評価並びに担当課評価を基にした、所管課による評価説明及び質疑応答を経て、各委員が、「指定管理者業務評価シート」の評価項目毎に1～10の10段階(10が最良)による採点評価を行いました。

(3) 評価基準

以下の式をもって総合評価点数を算出します。

$$\text{各項目の得点の合計} \div (\text{委員会評価項目数} \times \text{各項目の配点}) \times 100 = \text{総合評価点数}$$

(※小数点第2位以下を四捨五入)

総合評価点数は、評価項目ごとの採点の結果として得られる数値です。点数の目安としては、業務仕様や指定管理者の提案内容が満たされた問題の無い管理運営がなされた場合に概ね70点となります。

(4) 審査結果

採決の結果、富田林市立じないまち交流館の指定期間の1年延長に関して、継続して富田林寺内町をまもり・そだてる会が指定管理者となることについて、承認しました。

●富田林市立じないまち交流館

指定管理者	富田林寺内町をまもり・そだてる会
総合評価点数	70.4
委員会講評	昨年度に比べ、利用者数・利用率ともに減少していることから、会議室等の空き状況や利用者ニーズを常に意識することで、新たな利用者層を掘り起こすとともに、ウェブサイト等の情報発信媒体については、視覚的に見やすく改善するなど、閲覧者により見てもらえるような工夫や施設利用についての積極的な情報発信を行うなど、効果的な利用促進策を講じられたい。

(※出席委員11名)

6. 指定管理者候補の選定に係る附帯意見

指定管理者候補の選定に際し、下記のとおり、選定委員会として附帯意見をとりまとめましたので、今後の参考にさせていただきたいと考えます。

記

●すばるホール

今回初めて公募による選定が行われ、選定された富田林市文化振興事業団におかれては、緊張感を持ちつつ、これまで当施設の指定管理者として培ってこられた知識とノウハウを最大限に活用し、提案内容の着実な実施と、更なる市民文化の振興を図るため、より一層の質の向上を望む。

●富田林市市民会館

地域や市民団体との緊密な連携を望むとともに、他の公共施設との積極的な連携・協力を努めることで、広域的な視点による新たな利用者層の掘り起こしなど、利用の促進を図られたい。また、フェイスブックなどのSNSや広告宣伝など、その反応・効果を検証することで、効果的・効率的な指定管理業務の実施に努められたい。

●富田林市立総合福祉会館

指定管理者については、職員のスキル向上も求められることから、施設内での業務の他に、他市施設の調査研究や研修など、館外業務においても、施設運営の質を向上させるために必要な業務であることを認識した上で、効果的・効率的な指定管理業務の実施に努められたい。また、富田林市社会福祉協議会においては、「法人としての事業」と「指定管理者としての自主事業」の整理が必要であり、指定管理者としての位置付けを明確にした上で、個々の役割に沿った機能の向上を図られたい。

●富田林市ケアセンター

ケアセンター管理運営共同事業体におかれては、各構成団体がそれぞれ培ってこられた各分野のノウハウを発揮し、相乗効果を生むことを期待しますが、共同事業体による施設運営については、事業区分や責任の所在など、団体間の連携・調整が難しい側面があるため、実施体制については、施設所管課を含め、選定団体との密な連絡調整を図るなど対策を講じられたい。

●富田林市農業公園

指定管理者としての管理運営の基本方針を明確にした上で、農だけに頼らない抜本的な公園運営を強く要望するとともに、利用促進策や利用者満足度の向上について、インスタグラムなどのSNSや各種研修・広告宣伝など、その反応・効果を検証することで、効果的・効率的な指定管理業務の実施に努められたい。

また、指定管理事業と自主事業の区分や経費按分については、一定の見直しを含め、検討するよう要望する。

以上